

	中小事業主等(第1種特別加入)	一人親方等(第2種特別加入)	海外派遣者(第3種特別加入)																									
範囲	<p>省令で定める数以下の労働者を使用する事業(特定事業)の事業主で、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している者(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)及びその事業主が行う事業に従事する者(労働者以外の者)</p> <p>【省令で定める数】</p> <table border="1"> <tr> <th>事業の種類</th> <th>使用労働者数</th> </tr> <tr> <td>金融業・保険業・不動産業・小売</td> <td>常時50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業・サービス業</td> <td>常時100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の事業</td> <td>常時300人以下</td> </tr> </table>	事業の種類	使用労働者数	金融業・保険業・不動産業・小売	常時50人以下	卸売業・サービス業	常時100人以下	その他の事業	常時300人以下	<p>①一人親方等 省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者(一人親方その他の自営業の者)及びその者が行う事業に従事する者 (タクシーの運転手や大工さんなど)</p> <p>②特定作業従事者 省令で定める種類の作業(特定作業)に従事する者 (特定農作業や職場適応訓練として行われる作業など) ※特定作業は、重度の障害を生ずる危険性の高い作業等に限定される</p>	<p>①海外の開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業(事業の期間が予定される事業を除く)を行う団体が、当該団体の業務の実施のため、当該開発途上にある地域において行われる事業に従事させるために派遣する者</p> <p>②日本国内の事業(事業の期間が予定される事業を除く)を行う事業主が、海外において行われる事業に従事させるために派遣する者(当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る)</p>																	
事業の種類	使用労働者数																											
金融業・保険業・不動産業・小売	常時50人以下																											
卸売業・サービス業	常時100人以下																											
その他の事業	常時300人以下																											
加入要件	<p>次のすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>①中小事業主の行う事業について、労災保険の保険関係が成立していること</p> <p>②中小事業主及びその事業主が行う事業に従事する者を包括して特別加入するものであること</p> <p>③中小事業主が特別加入することにつき申請をし、政府の承認を受けること</p>	<p>次のすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>①一人親方等の団体の構成員である一人親方その他の自営業の者及びその事業に従事する者すべてについて特別加入するものであること、又は特定作業従事者の団体の構成員である特定作業従事者すべてについて特別加入するものであること</p> <p>②一人親方等の団体又は特定作業従事者の団体が、継続性、事務処理能力、労働災害防止活動等からみて、特別加入者の団体にふさわしいものと認められること</p> <p>③一人親方等の団体又は特定作業従事者の団体が、特別加入することにつき申請をし、政府の承認を受けること</p>	<p>次のすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>①派遣元の国内で行われている事業について、労災保険の保険関係が成立していること</p> <p>②派遣元の国内で行われている事業が有期事業でないこと</p> <p>③派遣元の国内で行われている事業の団体又は事業主が、海外派遣者を特別加入させることにつき申請をし、政府の承認を受けること</p>																									
脱退	特別加入の承認を受けた事業主は、政府の承認を受けて、その事業主及びその事業主が行う事業に従事する者を包括して保険給付を受けることができるものとし、ないこととすることができる	特別加入の承認を受けた団体は、政府の承認を受けて、保険関係を消滅させることができる	特別加入の承認を受けた団体又は事業主は、政府の承認を受けて、海外派遣者の保険関係を消滅させることができる																									
その他	中小事業主等が特別加入できるのは、その事業主が労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合に限られる	一人親方として特別加入している者は、特別加入に関する団体の構成員でなくなった場合は、その時点で特別加入者でなくなる	海外派遣者の特別加入は、対象となる者の全員について包括的に行う必要はない																									
災害認定	<p>任意脱退により、特別加入者たる地位が消滅した場合であっても、すでに発生した保険給付を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>また、特別加入期間中に生じた事故であれば、特別加入者たる地位が消滅した後、初めて支給要件に該当した場合であっても、保険給付を受けることができる。</p> <p>【業務災害・通勤災害の認定】 特別加入に係わる申請書に記載された業務又は作業の内容を基礎として、厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行うこととされている</p>																											
通災の適用除外	なし	<p>【通勤災害の適用除外者】</p> <p>①次の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者が行う事業に従事する者</p> <p>a. 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業</p> <p>b. 漁船による水産動植物の採捕の事業</p> <p>②特定農作業従事者又は指定農業機械作業従事者</p> <p>③危険有害な作業に従事する家内労働者及びその補助者</p>	なし																									
給付基礎日額	<p>・給付基礎日額は、その事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。</p> <p>・次の厚生労働大臣が定めた給付基礎日額のうちから、特別加入者が申請する際に希望する額に基づいて都道府県労働局長が決定することとなる</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">【給付基礎日額】</th> </tr> <tr> <td>25,000円</td> <td>18,000円</td> <td>10,000円</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>24,000円</td> <td>16,000円</td> <td>9,000円</td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>22,000円</td> <td>14,000円</td> <td>8,000円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,000円</td> <td>3,500円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※給付基礎日額 3,000円・2,500円・2,000円については、特定作業従事者である特別加入者のうち、家内労働者又はその補助者についてのみ認められている</p> <p>※特別加入者の給付基礎日額には、スライド制の適用はあるが、給付基礎日額の特例(最低保障額)や年齢階層別の最低・最高限度額の適用はない</p>			【給付基礎日額】					25,000円	18,000円	10,000円	6,000円	3,000円	24,000円	16,000円	9,000円	5,000円	2,500円	22,000円	14,000円	8,000円	4,000円	2,000円	20,000円	12,000円	7,000円	3,500円	
【給付基礎日額】																												
25,000円	18,000円	10,000円	6,000円	3,000円																								
24,000円	16,000円	9,000円	5,000円	2,500円																								
22,000円	14,000円	8,000円	4,000円	2,000円																								
20,000円	12,000円	7,000円	3,500円																									
保険給付等	<p>①休業補償給付(休業給付)を受ける場合に「賃金を受けない日」という要件が排除される(賃金を受けていても調整・停止されない)</p> <p>②ボーナス特別給付金は支給されない</p> <p>③通勤災害によって療養給付を受ける場合でも、一部負担金は徴収されない</p> <p>④二次健康診断等給付は行われない</p>																											
支給制限	<p>次の場合、保険給付の全部又は一部を行わないことができる</p> <p>①事故が特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるとき</p> <p>②業務災害の原因である事故が事業主の故意又は重大な過失によって生じたものであるとき</p>	<p>次の場合、保険給付の全部又は一部を行わないことができる</p> <p>①事故が特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるとき</p>	<p>次の場合、保険給付の全部又は一部を行わないことができる</p> <p>①事故が特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるとき</p>																									